

資料 1

規約改正について

手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会規約
— 手賀沼部会 —（案）

（名称）

第1条 この会は、手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

（趣旨）

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川整備計画の策定・変更および河川事業の適正な評価などを行うにあたり、河川法第16条の2の趣旨に沿って、学識経験者、関係住民及び関係市町村長の意見を聴く場として設置するものである。

（懇談会等）

第3条 懇談会は別表に掲げる学識経験者、関係住民から構成される委員および顧問をもって組織する。

2 ただし、必要のある時は、別表に掲げる者意外の者の参加を求めることができる。

3 懇談会には、手賀沼部会、印旛沼部会、根木名川部会を置きそれぞれの部会毎で、方針を決定することができることとする。また、各部会は、必要に応じ特定のテーマに関する作業部会を設置することができるものとする。

4 委員および顧問は千葉県知事が委嘱する。

5 懇談会および部会には座長を置く。座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

6 座長は、懇談会および部会を代表し会務を総括する。

7 顧問は、懇談会および部会の要請に応じて、必要な助言を行う。

8 委員および顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

なお、異動および役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（懇談会の招集）

第4条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県県土整備部~~河川計画課長~~河川整備課長が招集することとし、手賀沼部会においては、千葉県県土整備部東葛飾地域整備センター柏整備事務所長が招集する。

（事務局）

第5条 懇談会の事務局は、千葉県県土整備部~~河川計画課~~河川整備課に置くこととし、手賀沼部会においては、東葛飾地域整備センター柏整備事務所に置く。

（その他）

第6条 この規約に定めるもののほかは、懇談会に諮り定めるものとする。

（附則）

この規約は、平成17年3月24日から施行する。

この規約は、平成21年 月 日から施行する。

手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会手賀沼部会 委員名簿

委員

(敬称略、順不同)

No	氏 名	専門分野	所 属	役 職
1	出口 浩	河川水環境	東京理科大学	教授
2	川津 浩二	環境(魚類)	水産総合研究センター 内水面水産研究所	上席研究員
3	中村 俊彦	環境(植物)	千葉県立中央博物館	副館長
4	(調整中)	環境(鳥類)		
5	小倉 久子	水質	千葉県環境研究センター	水質環境研究室長
6	大原 正義	文化財	財団法人千葉県教育振興財団	調査研究部長
7	古永 哲彦	農業水利	手賀沼土地改良区	
8	川村 義雄	漁業	手賀沼漁業協同組合	代表理事組合長
9	阿曾 亮一		手賀沼土地改良区	理事長
10	中野 一字	(柏市)	美しい手賀沼を愛する市民の連合会	副会長
11	津川 勝彦	(我孫子市)	手賀沼貸舟業協同組合	組合長
12	恵良 好敏	(流山市)	特定非営利活動法人 NPOさとやま	理事
13	渡會 宗道	大津川	風早南部小学校	教頭
14	岡田 誠一	(印西市)	印西市農業委員会	会長
15	押田 豊	(白井市)	白井市農業委員会	会長
16	川井 敏久		松戸市	市長
17	本多 晃		柏市	市長
18	井崎 義治		流山市	市長
19	星野 順一郎		我孫子市	市長
20	清水 聖士		鎌ヶ谷市	市長
21	山崎 山洋		印西市	市長
22	横山 久雅子		白井市	市長

顧問

24	松井 健一	河川行政	国土交通省関東地方整備局 利根川下流河川事務所	所長
----	-------	------	-------------------------	----

事務局

25	下原 慶啓		千葉県県土整備部河川整備課	課長
26	増岡 洋一		千葉県県土整備部河川環境課	課長
27	山田 雅義		東葛飾地域整備センター	所長
28	倉岡 徹		東葛飾地域整備センター 柏整備事務所	所長
29	大道 等		印旛地域整備センター	所長
30	吉川 正行		独立行政法人都市再生機構 千葉ニュータウン事業本部	工事課長

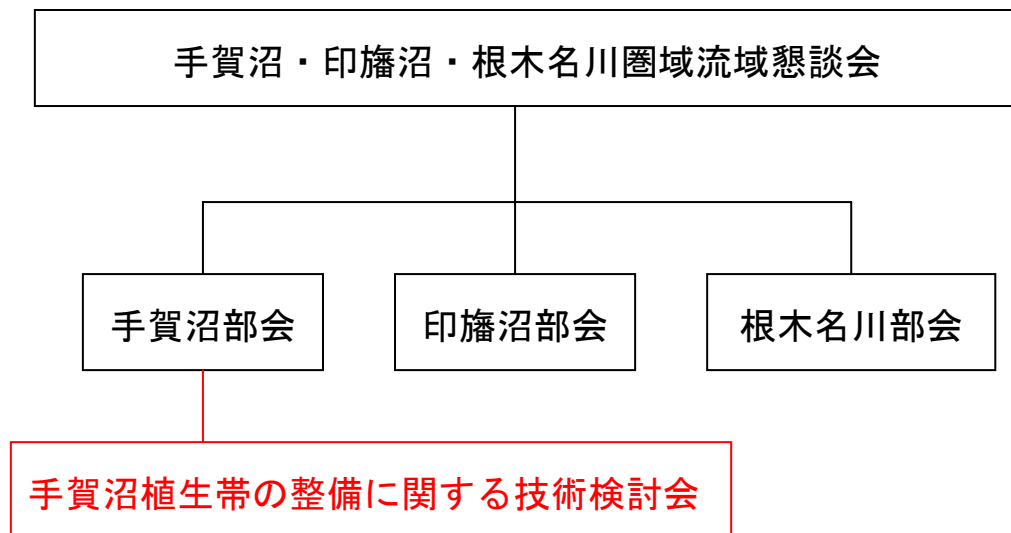
「手賀沼植生帯の整備に関する技術検討会」の位置づけについて

「手賀沼植生帯の整備に関する技術検討会」（以下「技術検討会」という。）は河川事業で整備する湖岸植生帯に抽水植物を主とする水生植物を確実に活着させるため、技術的助言をいただく場として設置されました。

同じ手賀沼においては、今後３０年程度の河川の整備計画を策定するために、学識経験者、河川利用者、流域の関係者などから意見聴取を行う場として「手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会手賀沼部会」（以下「流域懇談会」という。）が設置されています。

河川整備計画に伴う意見聴取後においては「河川事業の報告」、流域における「情報共有」、各委員の専門的な立場から「意見交換」、「河川事業の評価」の場として機能しています。

「技術検討会」「流域懇談会」とともに、専門的な立場から意見をいただく場であることから、「技術検討会」を「流域懇談会」の作業部会として位置付けたいと考えています。



手賀沼植生帯の整備に関する技術検討会規約

(名称)

第1条 本検討会は、「手賀沼植生帯の整備に関する技術検討会」(以下、「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、手賀沼において河川事業で整備する湖岸植生帯(別図)に関し、抽水植物を主とする沼本来の水生植物を確実に活着させるための手法について、技術的助言を行なうことを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、以下の事項について検討する。

- (1) 植生活着状況の評価
- (2) 植生帯の順応的管理(=見^み試^{ため}し)手法
- (3) 景観、親水性、水質、治水との調和
- (4) 豊かな生態系復元への寄与

(構成)

第4条 検討会は別表1の委員により構成する。また、必要に応じ委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。

(運営)

第5条 検討会には座長を置き、学識経験者がその職務を行う。

(事務局)

第6条 事務局等を別表2のとおりとする。

【附則】

この規約は、平成20年6月27日から施行する。

別表 1

所属等	氏名	備考
東京理科大学教授（河川環境・河川工学）	◎出口 浩	流域懇談会手賀沼部会座長
県立我孫子高校教諭（植物）	谷城 勝弘	手賀沼水生植物再生事業検討委員
元 土木研究所主任研究員（水環境工学） 現 国土交通省砂防部砂防計画課課長補佐	中村 圭吾	印旛沼ヨシ原の順応的管理に関する検討会委員
県環境研究所水質研究室長（水質）	小倉 久子	流域懇談会手賀沼部会委員
県立千葉高校教諭（手賀沼自然環境全般）	浅間 茂	手賀沼水生植物再生事業検討委員

◎ ：座長

別表 2

事務局	千葉県柏整備事務所
事務局サポート	千葉県県土整備部 河川環境課 我孫子市手賀沼課